

熊本競輪場サービスセンタープール監視・管理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、熊本競輪場サービスセンタープールを熊本競輪場サービスセンタープール開放要綱に基づき一般開放する際の監視・管理業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。なお、本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）に定める安全管理基準に則り、プール運営上の必要な措置を講ずることとする。

2 概要

熊本競輪場サービスセンタープール開放時間中のプール監視・管理業務

3 履行場所

熊本競輪場サービスセンタープール
熊本市中央区水前寺5丁目23-1
大プール（11m×8m、水深1.0m～1.2m）
小プール（7m×8m、水深0.6m～0.7m）

4 履行期間

契約日から令和8年（2026年）8月31日まで

5 一般的事項

(1) 業務責任者

受託者は、業務責任者を選任する。業務責任者とは、本業務の履行にあたり契約書及び本仕様書等を十分に理解し、業務が適切に履行されるよう受託業務の管理及び総括、指揮監督等を行う者で、プール管理運営の経験が豊かでプールにおける安全確保に資する資格等を有する者とする。

(2) 現場責任者

受託者は、現場責任者をプールに配置する。現場責任者とは、業務責任者の指示の下、プール監視の責任者としてプール利用者の監視及び監視員の指導を行う者で、プールにおける安全確保に資する資格を有する者または研修等を受講している者とする。

(3) 監視員

受託者は、監視員をプールに配置する。監視員とは、現場責任者の指示の下、プール利用者の監視を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う者で、泳力を有し、プールにおける安全確保に資する研修等を受講している者とする。

(4) 監視員の交替

業務状態の不良や信用を失墜させる行為等があった場合、委託者の要請により速やかに監視員を交替すること。

(5) その他の必要な業務

本仕様書はプール監視・管理業務の概要を示すものであり、明記していない業務でも他との関連性から判断して必要がある場合は、委託者と受託者とが協議のうえ実施

するものとする。

(6) 資格者の業務

法令により当該業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。

(7) 事故・災害発生時の対応

事故者を発見した際の緊急措置や、災害発生時の対応を含めた、利用者の安全に関するマニュアルを作成すること。

(8) 服装

業務に従事する者の制服は統一された清潔なものとし、利用者から誰が監視員であるか分かるものを携行すること。また、監視業務遂行中は、即座に入水できるものを着用すること。

(9) 守秘義務

業務に従事する者は、当該業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、職を退いた後も同様とする。

(10) 業務の安全衛生管理

業務に従事する者の安全衛生管理に関する管理については、業務責任者が責任者となり関係法令に従って行うものとする。

(11) 業務遂行中の事故

当該業務遂行中に生じた業務に関する事故の責任及びこれに要する費用について、市はその責めを負わない。

(12) 危険の防止策

業務の実施にあたっては常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。また、業務を行う場所またはその周辺に第三者が存する場合及び立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ、事故発生を防止する。

(13) 業務の内容変更

当該業務において本仕様書に適合しないと認めたときは、委託者と受託者が協議のうえ、業務の内容を変更することができる。

(14) 業務に必要な物品等

本業務に必要な物品等は、受託者の負担とする。ただし、プールの水質管理に必要な薬剤は委託者が準備する。

(15) 業務報告書

受託者は、業務の結果を一定の書式を用いた業務報告書（熊本競輪場サービスセンタープール監視管理日誌）に記入し、業務従事終了時にその都度熊本競輪場サービスセンター 1 階の受付に提出するものとする。

6 業務に従事する者の勤務時間等

(1) 勤務を要する日

ア 勤務場所

熊本競輪場サービスセンタープール（熊本市中央区水前寺 5 丁目 23-1）

イ 供用日時及び勤務時間

供用日：令和 8 年（2026 年）7 月 22 日から 8 月 28 日

ただし、水曜日（水曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23

年法律第 178 号)) に規定する休日をいう。) に当たる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日) を除く

供用時間：午前 10 時～午後 3 時 30 分

勤務時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時

(2) 配置体制

勤務時間中は、現場責任者及び監視員にて業務にあたるものとし、プール監視・管理業務に常時 2 人以上配置すること。なお、配置状況については業務分担とともに勤務シフト計画表を作成すること。

7 業務内容

(1) 事前準備

供用開始前の令和 8 年 (2026 年) 7 月 18 日から 21 日までの 4 日間で、更衣室、シャワー室、プールサイド、足洗場、トイレの点検、清掃及び準備を行うこと。点検はチェックシートを作成し、それに従って行うこと。なお、チェックシートは供用開始前までに競輪事務所へ提出すること。

(2) 業務従事前

熊本競輪場サービスセンター 1 階の受付から入口鍵等を受領し、プール内に入ること。

(3) 供用時間前

更衣室、シャワー室、プールサイド、足洗場、トイレの点検、清掃及び準備を行うこと。

(4) 供用時間中

ア プール水面及びプールサイドの浮遊物・沈殿物等のごみを除去すること。

イ 残留塩素濃度・気温・水温の測定を行うこと。

ウ プール利用者に対しプール利用に係る遵守事項、プールへの入場制限しているもの等については、決まりを守るよう指導を行うこと。

エ 利用者の年齢に応じ、保護者等の付き添いを求める等の指導を行うこと。

カ 入場者の安全確保及び事故防止のため、プール全水面を中心に場内全域において監視を行うこと。監視の際はプールサイドを随時巡回し、常に全般の状況を把握すること。

オ 事故者（溺者）を発見したときは次の通り適切な対応をとること。

(ア) 直ちに救助に当たるとともに、笛等でほかの利用者の整理を行い、必要に応じて消防署等へ通報を行うなど適切な処置をとること。

(イ) 事故者を引き上げ、保温するとともに、応急処置（心肺蘇生法等）を行い、医師又は救急隊に引き継ぐまで救助活動を続けること。

(ウ) 随時競輪事務所担当者へ連絡を行い、状況を共有すること。また、後日発生状況や対応内容等を書面にて報告すること。

カ 簡易なけがの発生時には応急処置を行うこと。

キ プールサイド等に散水し、利用者のやけど防止に努めること。

ク 更衣室、シャワー室、プールサイド、足洗場、トイレについて、清掃が必要な状態となっている場合は、必要に応じて清掃を行うこと。

ケ 利用者の入れ替え時には、更衣室、シャワー室、プールサイド、トイレ等に遺失

物がなにか確認し、遺失物があった場合はサービスセンター 1 階の受付へ届け出ること。

(5) 供用時間終了後

- ア 更衣室、シャワー室、プールサイド、足洗場、トイレの清掃を行うこと。
- イ 更衣室、シャワー室、プールサイド、トイレ等に遺失物がないか確認し、遺失物があった場合はサービスセンター 1 階の受付へ届け出ること。
- ウ 消灯並びに扉や窓を施錠すること。
- エ 業務従事前を受領した入口鍵等については、業務従事終了後熊本競輪場サービスセンター 1 階の受付へ返却すること。

(6) 水質検査

遊泳用プールの衛生基準に基づく水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌の水質検査を供用開始前及び 8 月上旬の 2 回行うものとする。

(7) 留意事項

- ア プール水面の監視に当たっては最新の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- イ 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- ウ 幼児及び小学校低学年の一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視の下で遊ぶよう指導すること。
- エ 監視は目の前だけでなく、顔を上げて広く監視すること。
- オ 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは監視をやめないこと。
- カ 交代時には必要事項の申し送りを行うこと。また、なるべく速やかに後退を行うこと。
- キ 利用者から盗難・迷子・痴漢・盗撮その他事故等の情報があった場合は、直ちに現場責任者及び委託者へ連絡を行い、適切な対応をとること。

8 提出書類

受託者は、委託契約締結後次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務責任者・現場責任者の選任届（資格の写し等）
- (2) 業務従事者の名簿（経歴、資格を含む）
- (3) 業務分担表（勤務シフト計画表）
- (4) 緊急時の体制及びマニュアル（緊急連絡体制表など）
- (5) 損害賠償保険証の写し
- (6) その他指示する書類

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。